## 別海町告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和6年1月10日

別海町長 曽 根 興 三

## 1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社リクルートペイメント	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー

- 2 指定納付受託者に指定した日 令和6年1月10日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類 出納室 町早課 税務課 西寿別支託 屋代辺支託 母子

出納室、町民課、税務課、西春別支所、尾岱沼支所、母子健康センター等で取り扱う各種手数料及び使用料

生涯学習センターみなくる、西公民館、東公民館、郷土資料館、郷土資料館加 賀家文書館等で取り扱う各種施設使用料